

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

介護保険法施行規則の一部を改正する

省令の公布について

計4枚（本送信票除く）

vol. 132

平成18年9月29日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。〕

事 務 連 絡

平成18年9月29日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、特別徴収の開始時期の複数回化に係る手続き等に関して規定する介護保険法施行規則の一部を改正する省令が別添のとおり本日公布されましたのでお知らせいたします。

つきましては、管内の市町村等に対しまして、周知いただきますようよろしくお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省老健局

介護保険課企画法令係

TEL03-5253-1111（内線）2164、2260

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

- 児童福祉法第二十一条の二十七、第五十六条の八第一項及び第五十六条の九第一項に規定する主務省令で定める事業等のうち文部科学大臣の所管するものを定める省令の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働四)
- 障害者自立支援法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働一六八)
- 障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同一六九)
- 介護給付費等の請求に関する省令(同一七〇)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(同一七一)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(同一七二)
- 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(同一七三)
- 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(同一七四)
- 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(同一七五)

- 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(同一七六)
- 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準(同一七七)
- 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(同一七八)
- 障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令(同一七九)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(同一八〇)
- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一八一)
- 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働・国土交通三)

(告 示)

- 障害者自立支援法の一部の施行に伴い、及び次世代育成支援対策推進法第七条第一項の規定に基づき、行動計画策定指針の一部を改正する件(国家公安委・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)
- 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働五二二)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(同五二三)
- 障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(同五二四)
- 障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額(同五二五)
- 障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額(同五二六)
- 障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定による診療方針(同五二七)
- 補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(同五二八)
- 障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具(同五二九)
- 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等(同五三〇)
- 障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(同五三一)
- 障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(同五三二)
- 障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額(同五三三)
- 障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に基づきその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額(同五三四)
- 厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホーム(同五三五)
- 障害者自立支援法施行令附則第十一条に規定する厚生労働大臣が定める者(同五三六)
- 障害者自立支援法施行規則附則第七号第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(同五三七)
- 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(同五三八)
- 厚生労働大臣が定める一単価の単価(同五三九、五六八)
- 厚生労働大臣が定める離島その他の地域(同五四〇)
- 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準(同五四一)
- 厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(同五四二)
- 厚生労働大臣が定める基準(同五四三)
- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(同五四四)
- 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(同五四五)
- 厚生労働大臣が定める要件(同五四六)
- 指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(同五四七)
- 厚生労働大臣が定める者(同五四八、五五六)
- 指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(同五四九)
- 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合(同五五〇)

(以下次のページへ続く)

厚生労働省令第八十号

介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)及び障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の施行に伴い、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百三十四条第二項から第六項まで、第百三十五条第一項、第三項及び第四項、第百三十六条第一項、第百三十七条第四項、第百三十九条第二項及び第三項、第百四十条第一項及び第二項並びに介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第百三十一條第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

介護保険法施行規則の一部を改正する省令 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

- 2 法第百三十四条第二項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び法第百三十四条第七項に規定する社会保険庁長官の同意に係る年金保険者(以下「特定年金保険者」という。)については当該年度の初日の属する年の八月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の八月二十五日とする。
3 法第百三十四条第三項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の十月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の十月二十五日とする。
4 法第百三十四条第四項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の十二月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の十二月二十五日とする。
5 法第百三十四条第五項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の翌年の二月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の翌年の二月二十五日とする。

6 法第百三十四条第六項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の翌年の四月二十五日とする。

第百四十四条の次に次の一条を加える。

(年金額の見込額の算定方法)

第百四十四条の二 法第百三十四条第二項から第六項までに規定する年金額の見込額は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 法第百三十四条第二項に規定する年金額の見込額 当該年の八月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付(法第百三十一條に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の総額を十で除した額に十二を乗じて得た額

二 法第百三十四条第三項に規定する年金額の見込額 当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を八で除した額に十二を乗じて得た額

三 法第百三十四条第四項に規定する年金額の見込額 当該年の十二月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を六で除した額に十二を乗じて得た額

四 法第百三十四条第五項に規定する年金額の見込額 当該年の翌年の二月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を四で除した額に十二を乗じて得た額

五 法第百三十四条第六項に規定する年金額の見込額 当該年の翌年の四月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を二で除した額に十二を乗じて得た額

2 前項各号の年金額の見込額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を年金額の見込額とする。

第百四十五条第一項中「第百三十四条第一項の下に「から第六項まで」を加え、同条第二号中「(法第百三十一條に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「法第百三十四条第二項に規定する社会保険庁長官の同意に係る年金保険者」を「特定年金保険者」に、「第

百三十五条第三項」を「第百三十五条第六項」に改め、これらの特別徴収対象年金給付に国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による老齢基礎年金(以下「老齢基礎年金」という。)が含まれるときは当該老齢基礎年金に係る事項のみについて、「第四項」を「第九項」に改める。

第百四十七条第一号中「第百三十五条第二項」を「第百三十五条第五項」に改め、同条第三号中「第一項」の下に「(令第四十五條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加える。

第百四十八条中「第百三十六條第一項」の下に「(令第四十五條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第百三十五條第二項」を「第百三十五條第五項」に改める。

第百四十九条中「第百三十六條第二項」の下に「(令第四十五條の二第一項及び第四十五條の三第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支払回数割保険料額の見込額の算定方法) 第百四十九條の二 法第百三十五條第四項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、次のとおりとする。

一 法第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知(法第百三十五條第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する場合を除く。)又は第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項の規定により特別徴収を行うとき、当該年度の保険料額を十二(ただし、十二とすることが適当でない)と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。)で除して得た額に六を乗じて得た額

二 法第百三十四條第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項の規定により特別徴収を行うとき、当該年度の保険料額を十二(ただし、十二とすることが適当でない)と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。)で除して得た額に四を乗じて得た額

三 法第百三十四條第六項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項の規定により特別徴収を行うとき、当該年度の保険料額を十二(ただし、十二とすることが適当でない)と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。)で除して得た額に四を乗じて得た額

2 前項各号において算出される額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を算出額とする。

第百五十條の見出しを「支払回数割保険料額等の納入方法」に改め、同条中「第百三十七條第一項」の下に「(令第四十五條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、「支払回数割保険料額」の下に「又は支払回数割保険料額の見込額」を加える。

第百五十二條第一項及び第二項中「第百三十七條第五項」の下に「(令第四十五條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加える。

第百五十三條に次の五項を加える。

2 令第四十五條の二において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の十二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

3 令第四十五條の三において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

4 令第四十五條の四において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の四月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

5 令第四十五條の五において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の六月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

三 法第百三十四條第六項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項の規定により特別徴収を行うとき、当該年度の保険料額を十二(ただし、十二とすることが適当でない)と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。)で除して得た額に二を乗じて得た額

2 前項各号において算出される額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を算出額とする。

第百五十條の見出しを「支払回数割保険料額等の納入方法」に改め、同条中「第百三十七條第一項」の下に「(令第四十五條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、「支払回数割保険料額」の下に「又は支払回数割保険料額の見込額」を加える。

第百五十二條第一項及び第二項中「第百三十七條第五項」の下に「(令第四十五條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加える。

第百五十三條に次の五項を加える。

2 令第四十五條の二において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の十二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

3 令第四十五條の三において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

4 令第四十五條の四において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の四月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

5 令第四十五條の五において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の六月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

6 令第四十五條の六において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の八月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

第百五十四條中「第百三十八條第一項」の下に「(令第四十五條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、同条第一号中「第百三十六條第一項」の下に「(令第四十五

條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第百三十五條第二項」を「第百三十五條第五項」に改め、同条第三号中「第一項」の下に「(令第四十五條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支払回数割保険料額の見込額の算定方法) 第百四十九條の二 法第百三十五條第四項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、次のとおりとする。

一 法第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知(法第百三十五條第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する場合を除く。)又は第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項の規定により特別徴収を行うとき、当該年度の保険料額を十二(ただし、十二とすることが適当でない)と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。)で除して得た額に六を乗じて得た額

二 法第百三十四條第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項の規定により特別徴収を行うとき、当該年度の保険料額を十二(ただし、十二とすることが適当でない)と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。)で除して得た額に四を乗じて得た額

三 法第百三十四條第六項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項の規定により特別徴収を行うとき、当該年度の保険料額を十二(ただし、十二とすることが適当でない)と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。)で除して得た額に四を乗じて得た額

2 前項各号において算出される額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を算出額とする。

第百五十條の見出しを「支払回数割保険料額等の納入方法」に改め、同条中「第百三十七條第一項」の下に「(令第四十五條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、「支払回数割保険料額」の下に「又は支払回数割保険料額の見込額」を加える。

第百五十二條第一項及び第二項中「第百三十七條第五項」の下に「(令第四十五條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加える。

第百五十三條に次の五項を加える。

2 令第四十五條の二において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の十二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

3 令第四十五條の三において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

4 令第四十五條の四において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の四月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

5 令第四十五條の五において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の六月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

6 令第四十五條の六において準用する法第百三十七條第七項の規定による通知は、当該年度の八月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

第百五十四條中「第百三十八條第一項」の下に「(令第四十五條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、同条第一号中「第百三十六條第一項」の下に「(令第四十五

條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第百三十五條第二項」を「第百三十五條第五項」に改め、同条第三号中「第一項」の下に「(令第四十五條の二から第四十五條の六までにおいて準用する場合を含む。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支払回数割保険料額の見込額の算定方法) 第百四十九條の二 法第百三十五條第四項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、次のとおりとする。

一 法第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知(法第百三十五條第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する場合を除く。)又は第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項の規定により特別徴収を行うとき、当該年度の保険料額を十二(ただし、十二とすることが適当でない)と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。)で除して得た額に六を乗じて得た額

二 法第百三十四條第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項の規定により特別徴収を行うとき、当該年度の保険料額を十二(ただし、十二とすることが適当でない)と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。)で除して得た額に四を乗じて得た額

条の二及び第四十五条の三において準用する場合を含む。一を加え、「当該年中」を「当該年度中」に改め、同条第二号中「第三百三十六条第一項」の下に「(令第四十五条の二及び第四十五条の三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号を第四号とし、第三号の次に次の一号を加える。

三 前二号の規定は、令第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて法第百二十六条第一項を準用する場合に準用する。この場合、前二号中「当該年度中」とあるのは「当該年度の翌年度中」と「当該年度中」とあるのは「当該年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

第百五十五条中「第百三十八条第一項」の下に「(令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）」を加える。

第百五十八條第一項中「第二項」の下に「(令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「六月三十日」を「六月二十日(地方公務員共済組合連合会については六月二十五日)」に改め、及び特別徴収対象被保険者を削り、「第八項まで」の下に「(令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四項中「第二項」の下に「(令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）」を、「第百五十三條」の下に「第一項」の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(支払回数割保険料額の見込額の徴収方法等)
 第百五十八條の二 市町村は、法第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合(法第百三十五條第二項の規定により当該年度の保険料の一部を特別徴収者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する場合を除く。又は法第百三十四條第四項の規定による通

知が行われた場合において、法第百三十五條第三項の規定によつて特別徴収を行うときに、同項に規定する第一号被保険者について当該通知を行った年の翌年の六月一日から九月三十日まで

の間、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額の見込額とする。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続(期日に関する部分を除く。については、法第百三十六條第三項から第六項までの規定の例による。

一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 仮徴収に係る額を変更する旨及び六月に變更する支払回数割保険料額の見込額

三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称

3 第百四十八條、第百五十條から第百五十三條まで、第百五十四條第三号及び第百五十五條から前条までの規定は、前二項において準用する。この場合において、第百五十一條中「支払回数割保険料額」とあるのは「支払回数割保険料額の見込額」と、第百五十三條第一項中「当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは「第百五十八條の二第一項に規定する六月に變更する支払回数割保険料額の見込額を法第百三十五條第三項に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と読み替えるものとする。

第百五十八條の三 市町村は、法第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合(法第百三十五條第二項の規定により当該年度の保険料の一部を特別徴収者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する場合を除く。又は法第百三十四條第四項及び第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項の規定によつて特別徴収を行うときに、当該通知を行った年の翌年の八月一日か

ら九月三十日まで)の間、当該徴収を行う額を支払回数割保険料額の見込額又は市町村決定額とする。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続(期日に関する部分を除く。については、法第百三十六條第三項から第六項までの規定の例による。

一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 仮徴収に係る額を変更する旨及び八月に變更する支払回数割保険料額の見込額

三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称

3 第百四十八條、第百五十條から第百五十三條まで、第百五十四條第三号及び第百五十五條から前条までの規定は、前二項において準用する。この場合において、第百五十一條中「支払回数割保険料額」とあるのは「支払回数割保険料額の見込額」と、第百五十三條第一項中「当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは「第百五十八條の三第一項に規定する八月に變更する支払回数割保険料額の見込額を法第百三十五條第三項に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と読み替えるものとする。

第百七十條の見出し中「厚生労働省令で定める者」を「厚生労働省令で定めるもの等」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

一 施行法第十一條第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。

第百七十條第二号中「第二十七條第二項」を「第七條第六項」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 障害者支援施設(知的障害者福祉法第十八條第一項第二号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。)

第百七十條に次の二号を加える。

八 指定障害者支援施設(障害者自立支援法第十九條第一項の規定による支給決定(生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。))を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。)

九 障害者自立支援法第十九條第一項の指定障害福祉サービス事業者であつて、障害者自立支援法施行規則第二條の三に規定する施設(同法第五條第五項に規定する療養介護を行うものに限る。)

第百七十條を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行法第十一條第一項の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者自立支援法第十九條第一項の規定による支給決定(同法第五條第六項に規定する生活介護(以下この条において「生活介護」という。))及び同法第五條第五項に規定する施設(次項において「施設」という。))を受けて入所する施設(次項において「施設」という。))に係るものに限る。)

一 指定障害者支援施設(「指定障害者支援施設」という。))に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法第十八條第二項の規定により障害者自立支援法第五條第十二項に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。次項において「障害者支援施設」という。))に入所している身体障害者とする。

附則
 第一條 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。
 (経過措置)
 第二條 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十一條第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、この省令の施行の日から障害者自立支援法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日(前日)までの間は、この省令による改正後の介護保険法施行規則第七十條第二項の規定にかかわらず、同項各号に規定する者及び同法附則第四十一條第一項によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設(同法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第三十條に規定する身体障害者療護施設に限る。))に入所している者とする。

八 指定障害者支援施設(障害者自立支援法第十九條第一項の規定による支給決定(生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。))を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。)

九 障害者自立支援法第十九條第一項の指定障害福祉サービス事業者であつて、障害者自立支援法施行規則第二條の三に規定する施設(同法第五條第五項に規定する療養介護を行うものに限る。)

第百七十條を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行法第十一條第一項の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者自立支援法第十九條第一項の規定による支給決定(同法第五條第六項に規定する生活介護(以下この条において「生活介護」という。))及び同法第五條第五項に規定する施設(次項において「施設」という。))を受けて入所する施設(次項において「施設」という。))に係るものに限る。)

一 指定障害者支援施設(「指定障害者支援施設」という。))に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法第十八條第二項の規定により障害者自立支援法第五條第十二項に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。次項において「障害者支援施設」という。))に入所している身体障害者とする。

八 指定障害者支援施設(障害者自立支援法第十九條第一項の規定による支給決定(生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。))を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。)

九 障害者自立支援法第十九條第一項の指定障害福祉サービス事業者であつて、障害者自立支援法施行規則第二條の三に規定する施設(同法第五條第五項に規定する療養介護を行うものに限る。)

第百七十條を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行法第十一條第一項の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者自立支援法第十九條第一項の規定による支給決定(同法第五條第六項に規定する生活介護(以下この条において「生活介護」という。))及び同法第五條第五項に規定する施設(次項において「施設」という。))を受けて入所する施設(次項において「施設」という。))に係るものに限る。)

一 指定障害者支援施設(「指定障害者支援施設」という。))に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法第十八條第二項の規定により障害者自立支援法第五條第十二項に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。次項において「障害者支援施設」という。))に入所している身体障害者とする。